

公 告 第 1 7 1 号
令和 7 年 1 2 月 2 3 日

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 中村 惠一

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成 31 年 4 月 1 日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札（制限付）
2 入札に付する事項

件名	規格	数量	納地	納期	摘要
次期防衛通信衛星の整備に関する事業支援役務（技術）（その 2）	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁	令和 8 年 3 月 31 日	

- 3 説明会 なし
3 入札 (1) 日 時 令和 8 年 1 月 21 日（水）14 時 00 分
(2) 場 所 防衛装備庁入札室（会計官）（D 棟 3 F）
4 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級のいずれかに格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していること。
また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第 18 条第 4 項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和 8 年 1 月 13 日（火）18 時 00 分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
(4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官から又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
(7) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。
(8) 適合条件を満たすことを証明する書類を令和 8 年 1 月 13 日（火）12 時 00 分までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
5 入札方法 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100 / 110 に相当する金額を入札書に記載すること。
6 保証金 (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除
(3) 入札保証金は、落札者が契約を結ばないとき、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
(4) 保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。
7 入札の無効 (1) 4 の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札は無効とする。
(2) 入札者等が誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
8 契約書作成の必要の有無 有
9 契約をしようとする 契約条項
基本契約条項等
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

知的財産の取扱いに関する特約条項

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

(1) 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（G E P S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年1月20日（火）18時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難い者は、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年1月19日（月）18時00分まで（行政機関の休日を除く）に下記問い合わせ先に「紙入札方式参加・紙契約書締結申出書」を提出すること。

なお、開札結果が再入札の場合、電子調達システムの再入札通知書により、前回開札日時から概ね30分以内とした再入札の受付締切時間を示すため、確認すること。その他注意事項については、入札及び契約心得4.9項を参照すること。

(2) 端数処理

入札書に記載された金額の110／100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

(3)

現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

(1) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日まで（行政機関の休日を除く）に提出するものとする。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前（行政機関の休日を除く）までに提出するものとする。

仕様書第7項に定める役務の実施体制並びに第8項a)～c)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年1月13日（火）12時00分まで（行政機関の休日を除く）。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

なお、秘密等の取扱いに係る契約を現に履行中である場合、契約書の表紙、仕様書の該当箇所を添えて申し出たときは、第7項a)～c)に定める情報保全に係る履行体制に関する資料の提出は免除するものとする。

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、適用する契約条項に加え、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

(10) 仕様書入手先

メールアドレス : miyazaki.yoshifumi.kg@ext.atla.mod.go.jp

メール件名 : 公告第〇〇号 仕様書送信依頼

メール本文 : 公告に記載されている件名

添付ファイル : 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し

〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1 D棟

防衛装備庁長官官房会計官付経理室契約係

TEL 03-3268-3111 (内線) 35865

(11) 本書記載事項については会計官付経理室契約係に照会のこと

適合条件

1 条件

- a) 静止軌道通信衛星、もしくは、静止軌道通信衛星用の通信ペイロードの調達実績を有すること。また、それに付随する地上システム（地球局等）の調達実績を有すること。
- b) 防衛通信衛星の運用において、防衛省・自衛隊の運用、指揮・判断プロセス、他システムとの連携等の要点を把握していること。また、その知見をもって官が求め る技術的支援を実施できる専門技術者を従事させられること。
- c) 本役務の実施に必要な国防、宇宙の各分野に係る諸外国の産業、市場、技術等に 関する最新の動向、事例等についての確認・照会に極短期間で対応するために必要 な自社又はこれに準ずる体系と知見を現に保有し、又は確保することができる者で あること。
- d) 履行期限までに仕様書所定の役務を完了するために必要となる知識、技能、体制 等を現に保有し、又は確保することができる者であること。
- e) 防衛通信衛星の軌道位置及び周波数権益について、国際電気通信連合の無線通信 規則に基づく国際調整の経験（X帯の調整実績を重視する）を有し、その知見をも って官が求める技術的支援を実施できる者であること。
- f) 次期防衛通信衛星整備事業に係る製造、調達（含む構成品・部品）に今後携わら ないこと。

2 提出書類

第1項の条件を満たすことを客観的に証明する資料。書式は任意とし、提出書類 には会社名等を表示すること。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年1月13日（火）12時00分まで

5 その他

- (1) 虚偽がないものとする。
- (2) 書類提出後、官側からの細部補足資料及び説明を求める場合がある。
- (3) 提出書類の問い合わせは、提出期限の前日12時00分までとする。